

平成28年度 9月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年9月2日（金）午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室推薦

| | | | |
|-------|----------------------|---------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (委員会許可分 | 2件) |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (町許可分 | 7件) |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画について | (委員会決定分 | 8件) |
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書 | (| 7件) |
| その他 | | | |

出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則
木下 信行 牛島 博子 原 善實 田中 市三 田中 芳春
鷺崎 和志 中島 勝 田中 良明 中野 秋彦 大川 幸博
中山 好典 鶴 香代子 吉丸 俊春 内田 秀光 大坪 正治

欠席者 峯 孝樹

事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より9月の定例農業委員会を開催します。

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中に参加いただきありがとうございます。また、8月の農地パトロール大変お疲れ様でした。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分2件）、議案第2号として農地法第5条の規定による許可申請について（町許可分7件）、議案第3号として農用地利用集積計画について（委員会決定分8件）、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（7件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、13番 ○○委員と14番 ○○委員さんをお願いしたい
と思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元ですので、私が説明します。

会 長

8月24日に副会長、事務局と現地調査を行いました。

譲受人については、営農を適正に行っており、農地の所有権移転にあたり問題はない
と思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑の
ある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は
挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに
決定いたしました。続きまして、議案第1号2農地法第3条の許可申請について、事務
局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請につい
て、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状
況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当
していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇委員

8月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

譲渡人の孫である譲受人が、アスパラ生産者として資金調達のため、同一世帯内での生前贈与であり、若手農業者の育成面からも農地の所有権移転にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

譲受人は、新規就農でしょうか。

〇〇委員

新規就農であり、「さが園芸農業者育成対策事業」という制度による資金調達事業です。

会 長

他に無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号2については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

8月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

事業者は、所有者の長男で、自宅の横に建築するものであり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号2農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

8月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

現在の店舗の駐車場が手狭のため、駐車場として利用するものであり、雨水排水は東西の側溝から北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響はなく、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

土地改良区の同意はあるのか。

事務局

農地転用にあって、三根土地改良区、三養基土地改良区から「支障なし」の意見書の添付がなされております。

〇〇委員

暗渠排水は施工されていなかったのか。

事務局

暗渠排水計画時に、転用計画が事前に判明している場合は、施工はされていないと聞いております。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号3農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

8月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

転用目的は、所有者の長男の住宅建築であり、排水については、南側排水口に集水後、西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響はなく、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号4農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由に

ついて説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

8月24日に現地調査を行いました。

県道改修に伴う住宅建設用地であり、雨水排水は南側、生活排水は合併浄化槽により排水されるため、周辺農地への影響はなく、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

土地改良区の同意はあるのか。

事務局

農地転用にあって、三養基西部土地改良区、三養基土地改良区から「支障なし」の意見書の添付がなされております。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号4は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号5農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、土地改良との協議が整っていないことから許可要件を満たしていないことを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

8月24日に会長、事務局と現地調査を行いました。この申請は、建設業者の資材置場との目的で、雨水排水については敷地周囲に水路を設け、溜枳を設置して排水することによって、転用自体については問題ないと思われます。

事務局

当該事案の経過について説明。

三養基土地改良区から「賛成できない。」旨の意見書を添付して申請書が提出されたため、協議調整ができていないと認められるが、農地法施行規則第30条に規定する意見書の添付がなされていたことから、内容は別にしても、法定書類が揃っていたことから議案として上程している。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

「賛成できない。」とされる理由は

事務局

三養基土地改良区からの意見書を読み上げる。

〇〇委員

三養基土地改良区は現在賦課金は徴収されていない。この土地は圃場整備もされていない。委員の皆さんは、どの程度理解されているのか。

〇〇委員

農地転用の許可基準も満たしており、融資証明も添付されている。必須とはされていないが、地元の同意も得てある。農家負担としての水代だけの問題か。この申請については保留すると考えているのか。

事務局

土地改良区との協議が整って、「支障なし」の意見が出されれば、再度議案として審議いただきたいと考えている。

〇〇委員

土地改良区として、他に何か理由があるのか。

事務局

詳細な理由はわからないが、今回の事案の取り扱いについては九州農政局にも見解を求め、先程説明したように「賛成できない」旨の意見であれば、理由いかんにとわず、処分の判断とすべきで、不許可相当もやむを得ない。との見解を得ている。

〇〇委員

農業用水への支障もなく、住環境への問題もない案件で、協議して「不許可」との意見とすべきと考えるが。

事務局

「不許可相当」とした理由は、九州農政局等に確認をし、法の中で「許可できる条件」にあたらないと認められたことから、「不許可」という文言で上げさせていただいております。

また、申請の委任を受けた行政書士に対しても説明を行ったが、そのまま進めてもらいたいとの意見であったため、議案として上程しております。

〇〇委員

私は、土地改良区の総代をしており、水代としての受益者負担について未払い等の問題があることは聞き及んでいる。

〇〇委員

農家負担が増大するとされてるが、土地改良区が水路を整備しなければ成り立たないではないか。実際に賦課金としては徴収されていないのだから。

〇〇委員

中原地区では、かんがい排水の水をポンプアップするため、水代として支払っている。

〇〇委員

それを理由とするのはおかしいのではないか。

土地改良区より脱退する場合は、賦課金はとらないといけないのではないか。

〇〇委員

賦課金については、以前は徴収していたが、現在はとっていない。

〇〇委員

議決は行うこととして、水代等何らかの理由があるのであれば、土地改良区と申請者の間で解決してもらう必要がある。

事務局

申請自体に関しては、土地改良区との調整が整えば、「支障はない」と推測しております。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号5について不許可とすることについて賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号5は、申請どおり不許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号6農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号6農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

8月24日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。
農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号6について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号6は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号7農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号7農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

8月24日に会長、事務局と現地調査を行いました。
マスタープランにおいても工業団地として位置づけされている農地であり、農地転用に
あたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑
のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

前に転用の審議を行った場所ではないのか。

事務局

平成27年5月に農振除外で審議を行った場所であり、近隣で転用の審議は行ってお
らず、初めての案件です。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号7について許可するこ
とに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号7は、申請どおり許可相当
として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号農業経営基盤強
化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお
願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利
用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号について計画案どおり承認
することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号は、計画案どおり承
認することに決定いたしました。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による

通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P49 報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他ということをお願いします。

その他

会 長

今回は10月5日（水）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、10月5日（水）実施するということが決定いたします。

それから、現地調査を9月26日（月）午前中に予定しておりますのでよろしくお願い致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで9月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長

議事録署名人 13 番

議事録署名人 14 番